

株 式 取 扱 規 則

株式会社 NTT データグループ

株 式 取 扱 規 則

平成 2年 2月 1日制定
平成 4年11月24日改正
平成 6年 7月22日改正
平成 7年 4月26日改正
平成11年10月 1日改正
平成13年10月26日改正
平成14年 5月 9日改正
平成15年 4月 1日改正
平成16年 6月25日改正
平成18年 5月10日改正
平成20年 9月26日改正
平成20年12月19日改正
平成24年 3月23日改正
平成25年 5月 8日改正
令和 4年12月23日改正

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 当会社の株式及び新株予約権に関する手続及び株主の権利行使の方法は、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）及び株主が振替口座を開設している証券会社等の口座管理機関（以下「証券会社等」という。）が定めるところによるほか、定款の定めに基づき、本規則の定めるところによる。

(株主名簿管理人)

第 2 条 当会社の株主名簿管理人及び同事務取扱場所は、次のとおりとする。

株主名簿管理人

東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号

三井住友信託銀行株式会社

同事務取扱場所

東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

(請求又は届出)

第 3 条 この規則による請求又は届出は、当会社の定める書式によるものとする。ただし、当該請求又は届出が証券会社等及び機構を経由して行われる場合並びに第 14 条第 1 項に定める場合は、この限りではない。

2 前項の請求又は届出について、代理人により行うときは代理権を証明する書面、保佐人又は補助人の同意を要するときは同意を証明する書面を提出するものとする。

3 当会社は、第 1 項の請求又は届出が証券会社等及び機構を経由して行われた場合には、当該請求又は届出が株主からなされたものとみなして取扱うことができるものとする。

4 当会社は、第 1 項の請求又は届出をした者に対し、その者が株主又は代理人であることを証明する資料の提出を求めることができるものとする。

5 当会社は、前項に定める資料の提出を求めた場合、その提出がない限り、第 1 項の請求又は届出を受理しない。

第 2 章 株主名簿への記載又は記録等

(株主名簿への記載又は記録等)

第 4 条 当会社は、総株主通知等の機構からの通知（社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第 154 条第 3 項に規定された通知（以下「個別株主通知」という。）を除く。）により株主名簿への記載又は記録を行う。

2 前項のほか、新株式発行その他法令に定める場合は、機構からの通知によらず株主名簿への記載又は記録を行う。

3 当会社の株主名簿は、機構が指定する文字・記号により記載又は記録を行う。

(新株予約権原簿への記載又は記録等)

第 5 条 新株予約権原簿への記載又は記録、新株予約権に係る質権の登録、移転又は抹消、信託財産の表示又は抹消の請求は、株主名簿管理人に対して行うものとする。

2 前項に定めるほか、新株予約権の取扱いについては別途定めることができる。

第 3 章 諸 届

(氏名又は名称及び住所の届出)

第 6 条 株主は、氏名又は名称及び住所を機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を経由して届け出るものとする。変更があった場合も同様とする。

(法人の代表者の届出)

第 7 条 株主が法人であるときは、その代表者 1 名を機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を経由して届け出るものとする。変更があった場合も同様とする。

(共有株主の代表者の届出)

第 8 条 株式を共有する株主は、その代表者 1 名を定め、共有代表者の氏名又は名称及び住所を機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を経由して届け出るものとする。変更があった場合も同様とする。

(法定代理人の届出)

第 9 条 株主の親権者及び後見人等の法定代理人は、その氏名又は名称及び住所を機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を経由して届け出るものとする。変更及び解除があった場合も同様とする。

(外国居住株主の届出)

第10条 外国に居住する株主又はその法定代理人若しくは代表者は、日本国内に常任代理人を選任するか、又は日本国内において通知を受けるべき場所を定め、常任代理人の氏名若しくは名称及び住所又は通知を受けるべき場所を、機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を経由して届け出るものとする。変更及び解除があった場合も同様とする。

(その他の届出)

第11条 第6条から前条までに規定する届出のほか、当会社に届出する場合には、当社が特段の方法を指定しない限り、証券会社等及び機構を経由して届け出るものとする。

2 証券会社等で受理又は取り次ぐことができない届出は、株主名簿管理人に対して届け出るものとする。

(登録株式質権者等への準用)

第12条 本章の規定は、登録株式質権者について準用する。

第4章 株主権行使の手続

(書面交付請求及び異議申述)

第13条 会社法第325条の5第1項に規定された株主総会参考書類等の電子提供措置事項を記載した書面の交付の請求（以下「書面交付請求」という。）及び同条第5項に規定された異議の申述をするときは、書面により行うものとする。ただし、書面交付請求を証券会社等及び機構を通じて行う場合は、証券会社等及び機構が定めるところによるものとする。

(少数株主権等)

第 14 条 振替法第 147 条第 4 項に定める少数株主権等を当会社に対して直接行使するときは、署名又は記名押印した書面により、証券会社等が交付した個別株主通知に係る受付票を添付して行うものとする。

2 前項の少数株主権等の行使については、第 3 条第 2 項、第 4 項及び第 5 項を適用するものとする。

(株主提案議案の株主総会参考書類記載)

第 15 条 株主総会の議案が株主の提出によるものである場合、会社法施行規則第 93 条第 1 項により当会社が定める分量は次のとおりとする。

(1) 提案の理由

各議案毎に 400 字以内

(2) 提案する議案が役員選任議案の場合における株主総会参考書類に記載すべき事項

各候補者毎に 400 字以内

第 5 章 特別口座の特例

(特別口座の特例)

第 16 条 当会社及び当会社が指定した口座管理機関との間で締結した契約に基づき開設された特別口座の取扱い及び手数料、権利行使に関連する事項等は、機構及び当該口座管理機関が定めるところによるほか、この規則の定めるところによる。

第 6 章 単元未満株式の買取

(単元未満株式の買取請求の方法)

第 17 条 単元未満株式を有する株主が単元未満株式の買取を請求（以下「買取請求」という。）するときは、機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を経由して行うものとする。

(買取価格の決定)

第 18 条 買取請求の買取単価は、買取請求が第 2 条に定める株主名簿管理人事務取扱場所に到達した日の東京証券取引所の開設する市場における最終価格とする。ただし、その日に売買取引がないとき又はその日が同取引所の休業日に当たるときは、その後最初になされた売買取引の成立価格とする。

2 前項による買取単価に買取請求株式数を乗じた額をもって買取価格とする。

(買取代金の支払)

第 19 条 当社は、前条により算出された買取価格から第 21 条に規定する手数料及びこれにかかる消費税相当額を差し引いた額（以下「買取代金」という。）を、当社が別途定めた場合を除き、機構の定めるところにより買取単価が決定した日の翌日から起算して 4 営業日目に支払うものとする。ただし、買取価格が剰余金の配当または株式の分割等の権利付価格であるときは、基準日までに買取代金を支払うものとする。

2 買取請求者は、その指定する銀行預金口座への振込またはゆうちょ銀行現金払による買取代金の支払を請求することができる。

(買取株式の移転)

第 20 条 買取請求を受けた単元未満株式は、前条による買取代金の支払又は支払手続を完了した日に当社の振替口座に振替えられるものとする。

(単元未満株式の買取請求に関する手数料)

第 21 条 第 17 条の単元未満株式買取請求に関する手数料は、一般的水準等を総合的に勘案し定めた額とし、これにかかわる消費税相当額を加算して徴収することができるものとする。

附則

(本規則の改正)

第1条 本規則の改正は、取締役会の決議による。

(本規則の実施時期)

第2条 この規則は令和4年12月23日から実施する。